

正倉院文書にみる継目裏書

——志斐麻呂の場合——

北 條 朝 彦

はじめに

正倉院文書は既に知られているように、東大寺造営のために臨時に設立された造東大寺司とその前身機構での写経事業に関する事務書類が大部分を占めている。その中には写経に携わる官人が纏めた帳簿類も数多く存在し、それは奈良時代の行政のあり方を端的に示す第一級史料として注目され続けている。

それらの中には継目の裏に封書されているものも多く見受けられる。そのほとんどは一次文書と呼ばれている公文類、つまり各国から朝廷に提出された正税帳や戸籍などの中で効力を失った反故文書が造東大寺司やその前身機構に払い下げられたもので確認することができる。例えば、養

老五年（七二二）下総国戸籍の継目裏をみると「下総国葛飾郡大嶋郷養老五年戸籍主帳无位刑部少倭」という封書、また天平六年（七三四）出雲国計会帳の継目裏には「出雲国計会帳天平六年八月廿日正八位行目小野臣淑奈麻呂」と記されている。いずれも改竄を防ぐために実務担当者が継目ごと封書したものと解することができる。

このように一次文書に散見する継目裏書ではあるが、もちろん二次文書、つまり造東大寺司とその前身機構などで作成された事務書類の中にも継目の裏に封書する例をみることもできる。その代表的なものが志斐麻呂という写経所官人によって記された「志・「斐」・「志斐」の封書である。その他にも伊福部男依による「男」の継目裏書、¹⁾韓国形見による「封印 形見」と記す継目裏書、²⁾上馬養による「養」

の繼目裏書(10)がそれぞれ一例確認できるのであるが、志斐麻呂の繼目裏書は一五例にも及ぶ。それらは全て造東大寺司の前身機構である金光明寺写経所内で作成されたものである。

この志斐麻呂の繼目裏書に注目されたのが渡辺晃宏氏で、繼目裏書を有する帳簿類の内容を詳細に検討、その結果金光明寺写経所には写疏所・南堂・北堂という三機構が存在し、そのうち写疏所が他の二機構を統括していたと金光明寺写経所内の組織構造を説明された。これについては全く反論するものではなく、正倉院文書から見いだせる写経事業や写経所という組織に関する研究の試金石ともいえる重要な説と考える。また栄原永遠男氏は難波之時御願大般若経の写経事業について検討される上で、関連史料の断簡接続を分析されている。その中で志斐麻呂による「志」と記した封書の有無にも着目されている。ちなみに難波之時御願大般若経とは、天平一七年(七四五)に難波宮で発願された大般若経一部六〇〇巻を指す。

いずれの論も当時の国家レベルでの写経事業を考察する上で欠かすことのできない先行学説ではあるが、なぜこれだけ多くの志斐麻呂による繼目裏封が残っているのかと

いった疑問については触れられていないように感じる。この点について、写経所内での文書管理のあり方やその実態把握と共に少しでも解明できればと考える。

一 志斐麻呂の経歴

まず、はじめに正倉院文書で窺うことができる志斐麻呂の経歴について述べてみたい。なお、「麻呂」は「万呂」と記す場合もあるが、自署の際に「麻呂」と記す例が多いことから本稿では「麻呂」に統一することとする。

初見は天平一七年二月二日付写経所解案(11)で、ここに校生の一人として名を連ねていると共に解文最後の年月日下にも署名があることから案主も兼ねていたことがわかる。その後、天平二〇年頃までは金光明寺写経所内で写経事業に従事しているが所属する部署は一定ではない。要するに一八年五月頃からは写疏所あるいは写後経所の案主(12)、同年九月頃からは写一切経所の案主(10)、翌月からは写金字経所の校生である。同年十二月二日付写一切経所解の年月日下には「舍人志斐連麿」とみえる。おそらく皇后宮職の舍人であろうが、昇進パターンとしての一時的な出向というこ

となのであろうか。なお、この頃より「連」姓を付するようにもなる。そして翌一九年二月頃には少初位上の官位も有する。¹³ 以上のように天平一七年から二〇年中旬までは、金光明寺写経所に籍を置きながら、幾つかある写経事業のそれぞれの進捗状況に応じて従事する部署を變動させていたと考えられる。

天平二〇年七月頃、金光明寺写経所と金光明寺造物所が統一され、造東大寺司に發展改称すると考えられているが、志斐麻呂も造東大寺司に属することとなる。ただし、造東大寺司成立直後の八月には官位（少初位上）はそのままで東宮坊舎人になっている。¹⁴ このように官人が昇進する過程で一時舎人になるパターンは他にも数例確認でき、このことについては既に土田直鎮氏が指摘しているところでもある。¹⁴ 氏によれば、舎人から史生へ、史生から主典に、そして主典から判官になるといふ昇進過程があり、志斐麻呂もまさしくこのパターンの典型的な例といえるのである。

天平勝宝元年（七四九）四月、造東大寺司成立の翌年になるが、大初位上となった上で造東大寺司の史生に就いている。¹⁷ 写経事業での功績が認められた結果であろうか、目覚ましい昇進である。それからわずか九年後の天平宝字二

年（七五八）八月頃には、唐突に従六位下となり、造仏司主典という肩書を有するようになる。¹⁸ 造仏司とは造東大寺司内の造仏機関を指しているのではなからうか。写経事業のみならず造仏事業にも携わるといふ志斐麻呂の万能ぶりが見てとれる。この年の異例ともいえる昇進の背景には同月の淳仁天皇即位と何かしら関連があるのかも知れないが、史料からそのことを証することはできず、想像の域を越えるものではない。

天平宝字五年一二月頃からは造東大寺司の主典となる。¹⁹ 翌六年三月頃には正六位上の官位を有する。²⁰ そして六年後の神護景雲二年（七六八）五月前後、造東大寺司の少判官に昇進している。わずか二三年の間に一写経生が造東大寺司の四等官の一員にまで昇りつめ、しかも当初は無位であつたであろうが、最終的には正六位上の官位を有するまでに至るといふ、目をみはる昇進過程は非常に興味深い。なお、宝龜三年（七七二）一一月頃まで少判官の地位で文書に署しているが、それ以降史料から姿を消し、消息は不明である。この頃、何らかの理由で造東大寺司を離れたのであろうか。

二 志斐麻呂による継目裏書

志斐麻呂が記した継目裏書は一五点確認できる。そのうち「志」と記す史料が一二点、「志斐」と記す史料が一点、そして「志」「斐」「志斐」という三種類の裏書を有する史料が一点ある。志斐麻呂が継目の裏書をした史料の具体的事例については、渡辺氏が詳細な一覧表を作成しており、それを見れば正倉院文書のどの巻のいかなる帳簿類に志斐麻呂が署しているか分かるので一つ一つの概説は省くが、本稿ではその中でも特に注目すべき事例について検討したい。ちなみに、一五点とも志斐麻呂が金光明寺写経所の案主であった時期のものばかりである。

志斐麻呂の継目裏書が確認できる早い例として、天平一五年五月から同一九年六月まで綴られる間校帳（間写の校帳）で継目裏に「志」と署している。²³ なお、前述のように志斐麻呂の初見は天平一七年であり、なぜそれ以前の一五年から始まっている帳簿に署名があるのかという点については、帳簿管理者が途中で交代したためであるという推察が既にある。つまり、一六年頃までは辛国人成が年月日下に署するが、それ以降は志斐麻呂が担当するようになったと理解さ

れている。²⁴ おそらく一九年六月頃に各帳簿を貼り継いだ上で卷子にする際、その時期の案主であった志斐麻呂が改竄防止の意を込めて、継目に「志」と記したのであろう。

天平一七年五月から翌年八月までの間紙充帳（間写の紙充帳）の継目裏書にも「志」と記すが、その継目の反対面には「下総国葛飾郡大嶋郷養老五年戸籍主帳無位刑部少俊」と見え、一次文書が養老五年の下総国戸籍であることがわかる。²⁵ また、天平一七年二月から翌年一〇月までの年月が確認できる写経所解案（間写の布施申請解案）の継目にも「志」を記すが、その反対面には「出雲国計会帳天平六年八月廿日正八位下行目小野臣淑奈麻呂」とあり、一次文書が天平六年度の出雲国計会帳ということがわかる。²⁶ 更に天平一八年一〇月付写経所解案（間写の布施申請解案）の継目裏にも「志」と記すが、その反対面には「備中国天平一一年大税負死亡人帳従七位下行目日粮小野造諸人」とあり、一次文書が天平一一年度備中国死亡人帳であることがわかる。²⁷

以上三例ともに一次文書作成時の継目裏書が残存しているにも拘らず、二次文書作成時に取替えてその反対面に「志」と封書するという、いわば二重の裏書が確認できるとい

特異な事例といえる。なぜ、このように封書の裏に封書する必要があったのであろうか。おそらく効力を失って反故になった正税帳や計会帳などの公文類は卷子の状態で写経所に払い下げられることもあったのではなからうか。そして卷子から適宜裁断して二次利用したと考えたい。要するに卷子から個々人（あるいは部署毎）が必要な寸法だけ裁断して帳簿類として使うことがあり、それを他者（他部署）が誤って利用しようとするのを防ぐ意味で敢えて「志」と記したと考えることはできないであらうか。

天平一八年二月一二日の日付のある帳簿と同一九年正月二〇日付写疏所解案から成る常料紙納并充装潢帳（五月一日経書写の紙充帳・充装潢帳）には、第一紙と第二紙の継目裏書にのみ「志斐」と記す。従来の署名は「志」一字のみであったが、これについては二文字である。この帳簿を観察してみると、紙充帳・充装潢帳と写疏所解案の二件が継ぎ合わされており、写疏所解案の年月日下に志斐麻呂の署名があるが解文の後にも充荒肥紙帳が貼り継がれていることがわかる。おそらく写疏所解案と充荒肥紙帳については志斐麻呂の責任のもと作成したという、その証左として封書したのかも知れない。

天平一九年一二月に作成された間写手実帳は、写経生の手実が九六紙も貼り継がれた長大な帳簿である。この継目の裏書きにも志斐麻呂が署している。それも三種類の署名パターンが確認できる。なお、この帳簿については右へ右へと貼り継いでいったものと思われる。つまり第九六紙がまず最初にあり、その右に第九五紙を貼り、そして最後に第一紙に至った段階で「間写手実 天平十九年十二月」と志斐麻呂自ら記したものと考えられる。そして当初「志斐」と署していた封書は、第四九紙付近から「志」の一字に変化する。また、第三〇紙と第三一紙との間、そして第三一紙と第三二紙との間の二箇所のみ「斐」と署名する。なぜこの帳簿のみ多様な署名方法が見られるのであろうか。この帳簿にみる署名を観察してみると、「志斐」は比較的丁寧に書かれているが、「志」はかなり崩れた字のように感じる。この点に注目した上で筆者はこの帳簿についての貼り継ぎの手順として二段階あったと想定したい。まず貼り継ぎ始めた当初は時間的、精神的余裕があったので、「志斐」の二文字を記しつつ貼り継いでいったが、何らかの理由（他の写経事業に臨時に召集されたか、あるいは同年七月頃の造東大寺司成立に伴う諸準備に時間を費やしたためか）で

一旦貼り継ぎ作業が中断してしまう。そして、貼り継ぎ作業を再開した時点では上司もしくは上層部局への提出期限が迫っており、急ピッチで貼り継ぎ作業を進めざるを得なくなり、結果的に「志」の一字を継目裏に署するのが限界であった環境のもとで九二紙をひとつの卷子に纏めたと推測したい。急いで作業を進めた証左といえるかどうかは分からないが、第五紙と第七紙との間に細長い第六紙が貼り継がれているが、それぞれの継目の裏に封書するわけではなく、第五紙から第七紙にかけて他の「志」字より一回り大きな「志」字でもって封書しており、しかも一筆で記し丁寧さに欠けており、何となく慌ただしさを感じる。

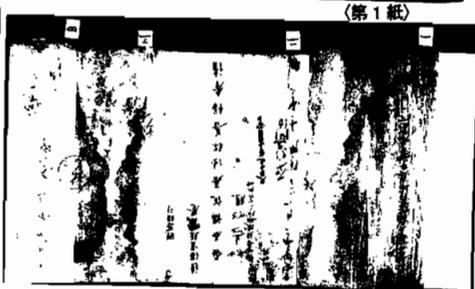
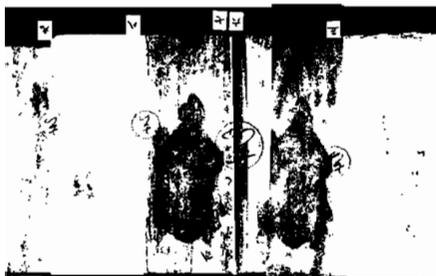
では「斐」と署した箇所がある理由は何か。現段階において、この手実帳を収める続々修第一九帙一について複製が製作されていないため、マイクロフィルムの紙焼版からのみの確認にすぎないが、「斐」の裏書を有する手実（阿刀足嶋という写経生の手実）とその前後に貼り合わされている手実、つまり「斐」の裏書が前後にある第三二紙と第三三〇紙・第三二紙の手実自体を比較検討してみると、第三一紙の墨線が他より薄く見える。これ以上の情報がないために憶測を重ねてしまうが、あるいは従来この部分に貼り

継ぐべきものではない手実を何らかの理由（もともと違う箇所に貼り継ぐべきものであったが志斐麻呂自身が貼り継ぐのを忘れたか、あるいは写経生からの手実提出が遅れたためか）でやむなく貼り継ぎ、そういった予定外の行動をとったという志斐麻呂自身の備忘のため、敢えてこの箇所の方に「斐」と裏書したと解釈することに無理はあるであろうか。いずれにしても志斐麻呂のもとに集積された多数の手実を彼ひとりが貼り継ぎ、しかもその継目の裏には封書を施し、おそらく貼り継ぎ作業には二段階の手順が踏まれたという写経所内における文書管理の具体的事例を示している好史料であることには違いない。

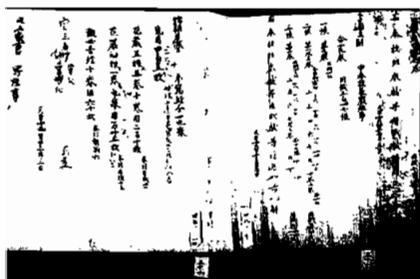
以上のように注目すべき史料について検討を加えてみたが、なぜ志斐麻呂の記した継目裏書がこれほど多く残っているかという基本的な問題の解決には至っていない。写経所内で案主の立場にいた官人は彼以外にも多数存在し、各々が担当した帳簿類等の継目の裏に封書したとしてもおかしくはない。想像にしか過ぎないと言われるであろうが、志斐麻呂という官人は写経所の案主という職種に対して強い使命感を抱いており、そういう観念のもとで写経事業に携わった結果、彼の取り扱った帳簿や解文に対する作成責



(第1紙)



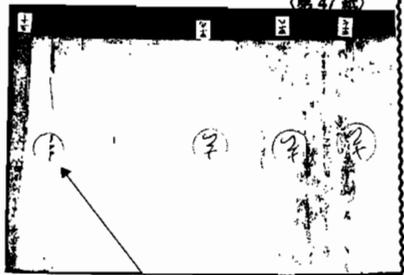
↑
「志」が3紙にまたがる



(中)

(第47紙)

未撮影 (空白)



↑
「志」

「志」が半截されている

間写手実帳 (前半部)

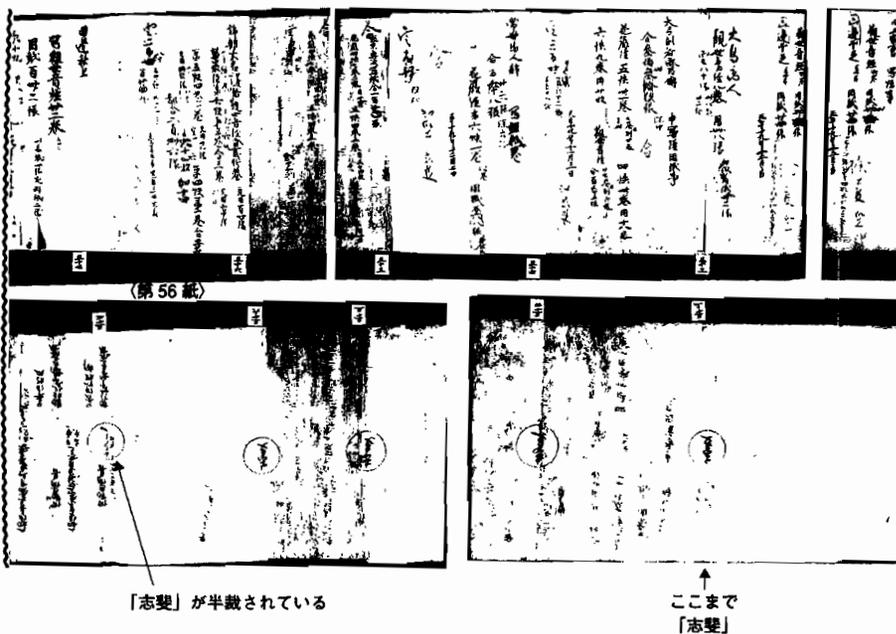
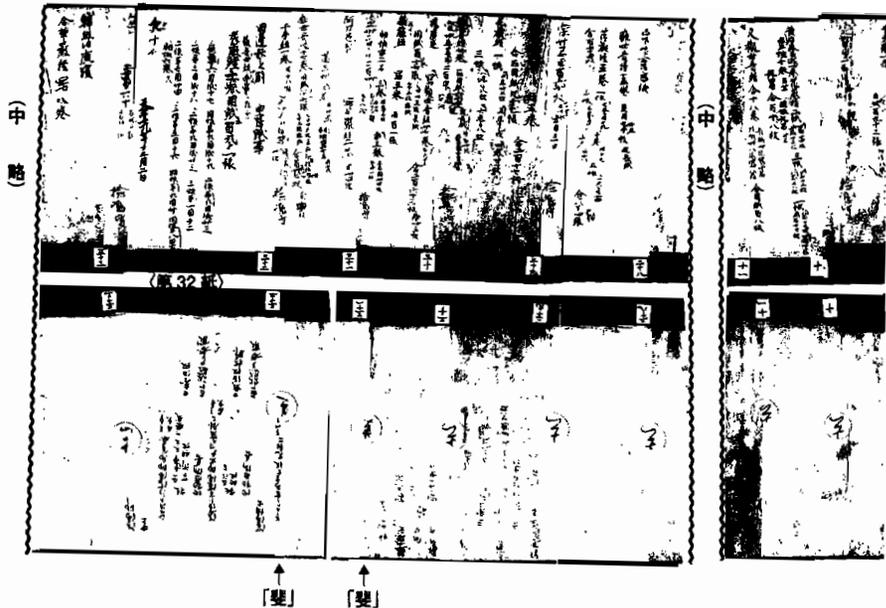
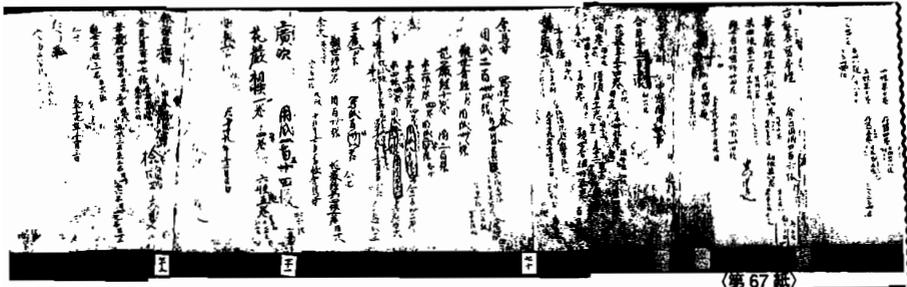
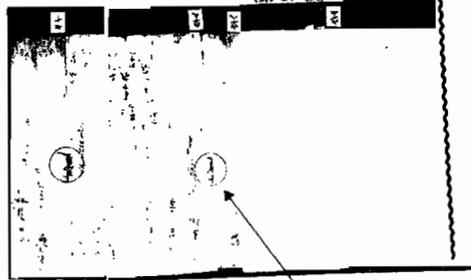


表 1 - 1 天平19年12月、

(中 題)

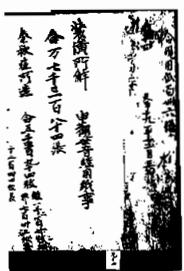


(第 67 紙)

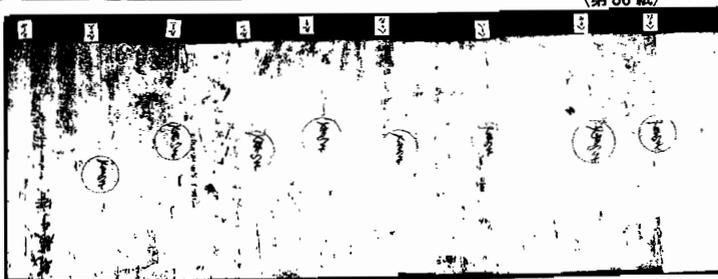


「志壁」が半截されている

(左上から続く)

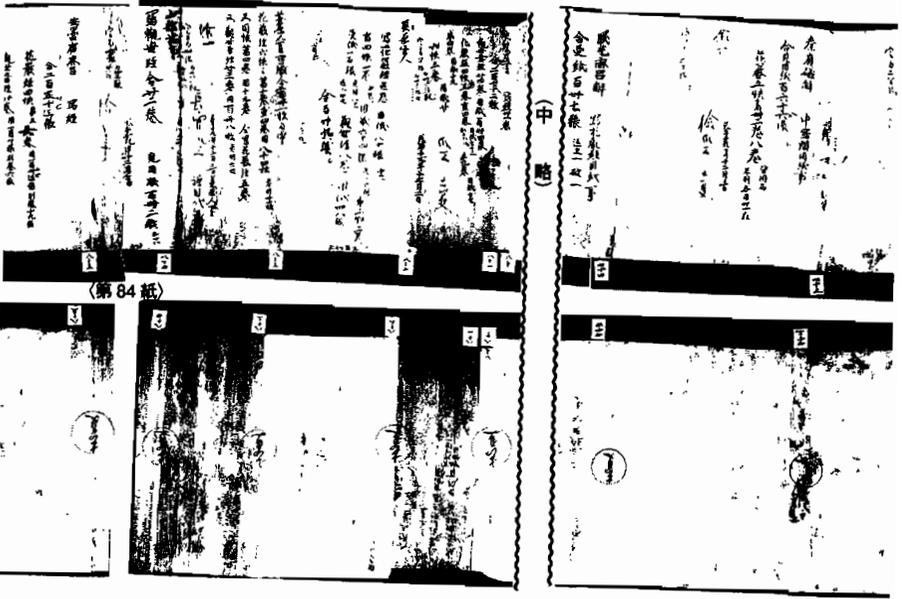


(第 66 紙)



「志壁」 →

間写手実帳 (後半部)



〔右下へ続く〕

※縦目裏書の○印は全て筆者による
 宮内庁正倉院事務所許可済
 (マイクロフィルム紙焼版より作成)

表1-2 天平19年12月、

任の証しとして継目裏に封書を施したと考えられないであろうか。このような職務に専念する実直な態度が高く評価され、他の官人にはみられない目覚ましい昇進につながったといえるのかも知れない。

「志」の一字が多いのはどういうことからであろうか。おそらく金光明寺写経所内に志斐を名乗る官人が少なく、「志」と記せば自ずと志斐麻呂の署名であると誰もが理解できる環境にあったと考えたい。あえて言うならば、志斐麻呂は写経所内において国家レベルの写経事業を進める上での中心的存在にあり、責任ある立場から帳簿類の継目裏に封書したともいえるのかも知れない。想像ばかり述べることになってしまったが、これほど多くの封書を残してくれたことにより、写経所内での文書管理の実態、例えば反故文書の利用手順についての具体的事例を垣間見ることができたのである。

おわりに―今後の課題―

本稿は志斐麻呂の継目裏書に重点を置き、そこから見いだせる文書管理の具体的事例を検証してみたつもりで

ある。ただし、志斐麻呂の継目裏書すべてについて解決できたものはいえない。例えば、三種類の署名パターンが確認できる天平一九年二月作成の間写手実帳を観察してみると、第五七紙と第六九紙の継目に記した「志斐」の封書は半裁されているように見える。残り半分が継目部分に隠れてしまっているのか、それとも裁断されて欠損したのか、原史料の透過光写真があれば即解決する問題なのであるが、前述の通り現段階でこの手実帳を収める続々修一九帙一一については複製が作成されていない状況であるため判断材料に乏しいのが現状である。いずれ近い将来に複製が作られ、その際に透過光写真が撮影されれば解明できるであろうが、ここでは敢えて私見を述べたい。筆者の考えは、この手実帳すべてが貼り継がれ、卷子状に仕上げられた後に、「志斐」の裏書をした箇所の手実のみ例えば他の事務処理で必要になったといった何らかの理由で卷子から分離させなければならず、裁断して再び貼り継ぎ直したというものであるがいかかであろうか。

はじめに述べた通り、志斐麻呂の記した継目裏書以外にも伊福部男依の「男」という継目裏書、韓国形見の「封印形見」という継目裏書、上馬養の「養」という継目裏

書、鴨書手の「書」印による継目裏封、また一次文書である正税帳や計会帳などで確認できる継目裏書についてもそれぞれについて詳細な検証を実施しなければならない。そして志斐麻呂の継目裏書と比較してみることで、あるいは奈良時代における文書行政の具体的なあり方の一端が見えてくるかも知れないが、今後の課題としたい。

註

- (1) 正集二〇ほか(『大日本古文书』第八卷五六〇～五六四頁ほか。以下、大日古八ノ五六〇～五六四と略する)所収。二次文書は天平一七年五月から始まる間紙充帳である。
- (2) 正集三〇ほか(大日古二ノ四八二～四八七ほか)所収。二次文書は天平一七年二月二五日付写経所解案である。
- (3) 天平一八年三月一〇日から始まる経師手実帳(続々修一九帙六。大日古九ノ七六～一三四)所収。
- (4) 宝龜三年九月二八日から始まる経師等行事文(続々修二三帙二。大日古二〇ノ二七～二七八)に見える。
- (5) 神護景雲元年(七六七)九月二六日から始まる一切経奉請文書継文(続々修一七帙七。大日古一七ノ七八～一〇〇)に見える。
- (6) 渡辺晃宏「金光明寺写経所の研究―写経機構の変遷を中心に―」(『史学雑誌』九六一八、一九八七年)を参照されたい。
- (7) 栄原水遠男「難波之時御願大般若経について」(『奈良時代

写経史研究』塙書房、二〇〇三年。初出は一九八五年)を参照されたい。

- (8) 正集三〇(大日古二ノ四八六～四八七)所収。
- (9) 五月二七日付写疏所解案(続修三一。大日古二ノ五二二)の年月日下および五月二三日付写後経所解案(正集一五。大日古二ノ五〇八～五〇九)の年月日下に名が見える。
- (10) 九月一九日付写一切経所解案(続々修二三帙五。大日古九ノ二六一～二)の年月日下に名を連ねる。
- (11) 一〇月一七日付写金字経所解案(続々修四一帙五。大日古二ノ五四七～五五二)に校生の一人として名が見える。
- (12) 続々修四二帙二(大日古九ノ三二八)を参照されたい。
- (13) 二月から始まる写経料錢経師布施等注文案帳(続々修一一帙五。大日古九ノ一九一～一九九ほか)に「受少初位上志斐万呂」等と見える。
- (14) 造東大寺司の成立について、若井敏明氏は天平一九年一〇月の収納銭記録に「鑄所」という部局が確認でき、これを造東大寺司被官の「所」ととらえることで、これ以前に造東大寺司は成立したとする。これに対して渡辺晃宏氏は「鑄所」は金光明寺造営機構の「所」であっても構わないと反論、天平一九年冬に写経施設の移転があり、これが造営機構の拡充、つまり実質的な造東大寺司の成立であるとされた。そして、天平二〇年七月頃に「造東大寺司」と名称が変更したにすぎないとする。詳しくは、若井敏明「造東大寺司の成立について」(『続日本紀研究』二四三。昭和六一年三月)、渡辺晃宏「造東大寺司の誕生―その前身機構の考察を

中心に―」（『続日本紀研究』二四八。昭和六二年一月）、若井「再び造東大寺司の成立について」（『続日本紀研究』二五〇。昭和六二年五月）、渡辺「続造東大寺司の誕生―造物所・造仏司管見補遺―」（『続日本紀研究』二五五。昭和六三年一月）若井「三たび造東大寺司の成立について―市原王をめぐる―」（『続日本紀研究』二六三。平成元年六月）も参照されたい。

(15) 天平二〇年八月以来上日帳（続々修二四帙六。大日古一〇ノ三三六―三七四）の坊舎人が名を連ねる箇所に「少初位上志斐連万呂」と確認できる。

(16) 土田直鎮「奈良時代における舎人の任用と昇進」（『奈良平安時代史研究』吉川弘文館一九九二年。初出は一九五〇年）を参照されたい。

(17) 例えば、天平勝宝元年四月二九日付写疏所解案（続々修六帙一三。大日古一〇ノ六三二―六三五）の年月日下の二番目に「史生大初位上志斐連」と見える。

(18) 八月二八日付造東大寺司解案（前欠。大日古には「史館本一」とある。大日古四ノ二九四）に見える。また天平宝字四年二月二五日付造東大寺司造仏注文には「造仏司主典従六位下志斐連麻呂、造寺司主典正八位上安都宿祿雄足二人、専当奉造如件」と、良弁の官による薬師仏像一軀、四方五仏像五軀、弥勒菩薩一軀、観世音菩薩一軀の造立に当たるよう造東大寺司長官から命じられている（続修四三。大日古四ノ四〇八―四〇九）。

(19) 一二月二三日付造寺司牒（正集五。四ノ五二五―五二六）

の年月日下に「主典志斐連麻呂」と見える。

(20) 例えば、三月一日付造東大寺司告朔解案（前欠。続々修三八帙九。五ノ一二五―一二二）の年月日下に「主典正六位上志斐連麻呂」と確認できる。

(21) 五月二九日付奉写一切経司牒（続々修一七帙七。大日古一七ノ九二―九四）の異筆に「司判許 少判官志斐連麻呂」とある。なお、この牒は前掲註（5）史料群の一つでもある。

(22) 一月二四日付造帙所注文（続修後集二八。大日古二〇ノ三三二）の別筆に「少判官志斐」と見えるのが最後である。

(23) 続々修二六帙五ほか（大日古八ノ二〇〇―二〇二ほか）所収。

(24) 前掲註（6）渡辺論文を参照されたい。

(25) 前掲註（1）に同じ。

(26) 前掲註（2）に同じ。

(27) 正集三五（大日古二ノ五四三―五四六）所収。二次文書は天平一八年一〇月付写経所解案である。

(28) 続々修二八帙八（大日古九ノ六九―七一）所収。

(29) 大日古九ノ五三六―五五八ほか所収。

(30) 天平勝宝三年四月五日付写書所解案（正集六。大日古三ノ四九五―五〇〇）に見える。なお、「書」印については、拙稿「書」印試論―正倉院文書に見える印影の一つとして―」（『正倉院文書研究』三、一九九五年）で鴨書手の私印であることを検証しているので参照されたい。